

『中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における「法曹コース」に関する考え方について』に関する補足説明とその他の論点

『中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における「法曹コース」に関する考え方について』（平成30年11月28日事務連絡）を踏まえ、法曹コースに関する補足説明とともに、残された論点について御審議いただくものである。

1 法曹コースとは

法学部等を設置する大学が、国の定める下記要件を満たし、自大学又は他大学が設置する一又は二以上の法科大学院と連携して法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的に接続する体系的な教育課程を編成し、法曹志望者や法律の学修に関心を有する学生に対して、学部段階からより効果的な教育を行うもの。

2 法曹コースの開設手続き

(1) 法曹コースを開設することができる学部

法曹コースは、授与する学位に付記する分野が法学である学部において開設が可能。

(2) 法曹コースを開設するための手続

法科大学院既修者コースの教育課程と接続を図るための課程（法曹コース）を置こうとする大学は、当該課程における教育の実施等に関する協定を当該法科大学院を設置する大学と締結し、国の定める要件を満たしているか文部科学省が確認をすることにより開設することができる。

【補足説明】

- 協定に係る大学から部局への委任については要検討。
また、法曹コースを置こうとする大学と法科大学院を設置する大学が同一大学の場合の形式についても要検討。
- 協定において少なくとも以下のことを定めることが必要である。
 - ・ 協定の対象となる、法科大学院と法曹コース
 - ・ 法曹コースにおける教育課程、成績評価の基準
 - ・ 法曹コースにおける教育の実施のために法科大学院側が協力する事柄
 - ・ 法曹コース修了予定者を対象とする協定先の法科大学院における入学者選抜の方法
 - ・ 上記の他法科大学院における教育と協定先の法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るために必要な措置
 - ・ 協定の有効期間、協定が履行されなかった場合の措置

【論点】

- 文部科学省が協定の内容を確認する手続きについては、法曹コースが法曹養成プロセスの中核たる法科大学院における教育に大きな影響を及ぼすことから認定として、さらに、協定の履行状況について、認証評価において確認する方向で検討する。

(3) 法曹コースに求められる事項

1) 法曹コースの規模

- ① 法曹コースを選択する学生の法科大学院進学の前測可能性を高めるため、法曹コースを開設する大学は、協定先の法科大学院が実施する特別選抜の募集人員等を踏まえたコース修了予定者の規模を設定すること。
- ② 法曹コースは、その教育にふさわしい環境の確保のため、学生数を適切に管理すること。

2) 法曹コースの教育課程

- ① 法科大学院の法律基本科目に相当する科目である憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法については開設を必須とし、協定先の法科大学院既修者コースの学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を修得させる科目を必修科目とすること。
- ② 協定先の法科大学院既修者コースの教育課程との円滑な接続に配慮して、科目等履修の活用や共同開講の開設など一貫的・体系的な教育課程を編成すること。

【補足説明】

- 法曹コースにおいて開設が必須とされる法律基本科目に相当する科目7科目については、希望する学生が学部3年次までに各科目の主要分野の基礎的な部分について履修できるよう、配置すること。
- 法曹コースにおいては、早期卒業制度を活用することが期待されることから、大学が、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程及び入学者選抜などを踏まえて、その学修に円滑に接続するために必要な基礎的な学識及び能力を学部3年終了時まで修得させることが可能となる教育課程を編成すること。修得させる科目については、必修科目、選択必修科目を適切に組み合わせて提供すること。
- 法曹コースにおいては、科目群を順不同で学生が履修して、履修単位がそろえば良いということではなく、一定の体系性を持って「履修上

の区分」として、学ぶことが必要である。学生が所属する学部・学科・コース・課程等の履修区分の中で、体系的に履修可能なプログラムが選択可能となっており、その教育にふさわしい環境の確保のため、学生数を適切に管理できれば、「履修上の区分」とみなすことが可能である。

3) 法曹コースの成績評価

厳格な成績評価を行うとともに、法科大学院の法律基本科目に相当する科目の単位授与に当たっては、少なくとも、論文式試験を課すことを必須とすること。

4) 早期卒業制度の整備

希望する学生が3年次終了までに卒業に必要な単位を修得した際、法科大学院への円滑な進学が図られるよう、学内の早期卒業制度を整備すること。

(4) 法科大学院に求められる事項

1) 法曹コースの開設の準備に必要な情報の公表

法科大学院を設置する大学において、当該法科大学院既修者コースの教育課程や教育課程を履修する上で求められる学識及び能力を公表すること。

2) 法曹コースの開設を希望する大学への協力

法曹コースの開設を希望する大学の求めに応じ、必要な協力を行うこと。

3) 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項

- ① 法曹コースの教育課程の編成の一環として、当該コースの学生が、協定先の法科大学院が開設する科目の科目等履修や法科大学院との共同開講科目の履修ができるよう、必要な協力を行うこと。
- ② 科目等履修や共同開講の対象となる科目については、基礎法学・隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目を主に想定しつつも、法曹コースを開設する大学と協議し、決定すること。
- ③ 法曹コースの学生が法科大学院入学前に修得した②に関する科目の単位は、法学部又は法科大学院のいずれかにしか算入できないこと。
- ④ 実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育については、原則として引き続き法科大学院で行うこと。

3 法曹コースと法科大学院との接続

(1) 法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜

法曹コースの教育課程は、協定先の法科大学院既修者コースの教育課程と一貫的・体系的に編成され、成績評価等に関して協定が締結されていることから、法科大学院は、協定先の法曹コース等からの入学志願者を対象に、1) から5) に基づき、特別な選抜を実施すること。

1) 選抜方法

- ① 特別選抜は、法曹コースの成績、面接、法律科目の論文式試験等、法科大学院が適当と認める資料により、入学志願者の能力等を合理的に総合して判定する方法により実施する。
- ② 協定先の法曹コースとの教育課程の連続性を重視した選抜を実施する場合は、法律科目の論文式試験は課さないものとする（5年一貫型教育選抜）。

2) 特別選抜の募集人員

- ① 各法科大学院の定員の5割を上限とする。
- ② 特別選抜枠のうち、1) ②による選抜（5年一貫型教育選抜）の募集人員は、原則定員の4分の1以内とする。
- ③ 法曹コースから特別選抜により法科大学院へ進学できるルートを十分に確保できるよう、法科大学院の定員の4分の1が10人未満である場合には、10人を上限として5年一貫型教育選抜の募集定員とすることを可能とする。

3) 特別選抜の対象

法曹コース修了予定者とする。

なお、特別選抜に合格した早期卒業見込み者が早期卒業できなかった場合において、やむを得ない事情がある場合には、飛び入学制度を適切に運用することができる。

4) 特別選抜の実施時期

「大学院入学者選抜実施要項」（平成20年5月29日付文科高第168号文部科学省高等教育局長通知）に基づき、原則として学生が入学する年度の前年度の7月以降当該年度中の期日で、協定先の法科大学院が求める基礎的な学識及び能力につき適切に判定できる時期に実施すること。

5) 特別選抜の実施に関する留意事項

- ① 同一の募集区分において、選抜方法について、異なる取扱いをしないこととする。
- ② 専願枠や自大学出身者の募集枠を設けることは認められないが、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが不可欠であることに鑑み、地方大学（7大都市圏に立地していない大学）出身者の専願枠は認める。
- ③ 法曹コースを開設するためには、教育課程、成績評価方法及び入学者選抜の方法等に関して、一以上の法科大学院と協定を締結し、その内容について国の定める要件を満たしているか文部科学省が確認をすることから、法曹コースには一定の質の確保がなされることになる。については、当面の間、1) ①の特別選抜を実施する法科大学院は、原則、協定先でない法曹コースからの入学志願者も、当該特別選抜の対象とすることが求められる。
- ④ 特別選抜の実施に当たって、1) ①のみ実施、②のみ実施又は①及び②を実施するかは、各法科大学院が判断することができる。

【補足説明】

- 法律科目の論文式試験を課す選抜を「開放型特別選抜」と、課さない選抜を「5年一貫型教育選抜」と整理する。
- 特別選抜においても、学生自らが応募する方式を原則とする。
- 開放型特別選抜において、法曹コースの成績を基に科目免除を行うことは、制度開始当初は認めない。
- 自大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、他大学の法曹コースとは、開放型特別選抜を行う協定を結ぶことは認めない。

【論点】

- 地方大学の定義として、7大都市圏に立地していない大学とすることで良いか。それとも、7大学都市圏に立地しておらず、法科大学院が当該地域にない地域の大学とすることが適当か。
- 地方大学出身者の専願枠には、自大学は含まれないということが良いか。
- 地方大学出身者の専願枠については、法科大学院が求める成績評価の基準と人数枠を示すことが基本とすることで良いか。また、出身大学の指導教員の推薦状は志願者の任意にゆだねる任意提出資料とすることで良いか。あるいは、地方大学の専願枠が適切に運用されるためには、推薦状（いわゆる「推薦方式」）を必須として認めることが必要か。

(2) 法曹コース出身者の法学既修者認定について

法曹コースにおいては、協定先の法科大学院未修者コース一年次の教育に相当する内容を網羅的に学修し、卒業することから、平成21年4月17日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告において整理された法学既修者認定に関する以下①及び②の扱いを改め、1) のとおりとする。

- ① 法学既修者認定試験は、履修したものとみなす予定の科目全てを対象とすべきである
- ② 履修免除は、原則として、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うべきである

1) 法学既修者認定の取扱い

- ① 現在の認証評価基準において、法学既修者認定は、認定する科目について論文式試験の実施が必要とされているが、協定先の法曹コースの特別選抜においては、当該法曹コースの成績を基に一括して法学既修者認定をすることを認める。
- ② 法学既修者認定の対象科目として、基礎法学・隣接科目等を新たに加えることを可能とする。法律基本科目以外については、法曹コースの成績を基に法学既修者認定をすることを認める。
- ③ 法学未修者が2年次になって初めて学修する法律基本科目（行政法、訴訟法等）を法曹コースで履修し、単位修得している場合には、法学既修者認定の対象とすることも可能とする。

【補足説明】

- 5年一貫型教育選抜においては、法曹コースにおいて法科大学院未修一年次の教育内容を修めることが前提となっていることから、入学許可する場合には、未修一年次の教育内容を一括して認定することで良いか。

4 法曹コースの安定的運用の実現について

(1) 早期卒業や飛び入学により法科大学院既修者コースへの入学の促進

法曹コースの学生について、法学部3年次終了後に早期卒業や飛び入学により法科大学院既修者コースへの入学が促進されるよう、国において、制度的な手当てに加えて必要な措置を講じる。法曹コースにおいては、当該コースの学生が法学部3年次終了後に早期卒業等により法科大学院既修者コースへ入学できるよう、早期卒業制度等を適切に運用する。

(2) 法曹コースの質保証

法曹コースから法科大学院に進学し、司法試験に合格するまでの予測可能性を高め、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価及び公的支援見直し強化・加算プログラムにおいて、①及び②を厳正に評価する。

- ① 法曹コースの質を保証するため、法科大学院が法曹コース修了予定者を対象に実施する特別選抜の方法及び実施状況。
- ② 特別選抜により法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率。

5 制度の開始時期

法曹コースへの学生の振り分けの時期は、各大学の実情に応じ柔軟に設定すべきものであるが、学部段階で教養科目等の幅広い学修を積ませる必要があることを考慮すると、2年次進級時点以降が適当と考えられていることから、平成32年度に2年次に進級する者を念頭において調整する。